

福祉給付規則

小樽歯科衛生士専門学校同窓会 福祉給付規則

第1章 総則

第1条

小樽歯科衛生士専門学校同窓会(以下「本会」という)における福祉給付はこの規則の定めるところにより支給する。

第2条

福祉給付は本会事務局に報告している会員に支給する。

第3条

規則第2条の福祉給付金は次の通りとする。

1. 弔慰金 5,000 円

第4条

会員は会員に死亡が生じた場合、本会に死亡後一ヶ月以内に申請しなければならない。

第5条

本会事務局は会員死亡を確認し、会長に報告する。

第6条

福祉給付金の支給につき、この規則により難しい場合は会長の定めるところによる。

第2章 附則

第7条

この規則は平成17年4月2日より施行する。